

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第218号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第6条の2第10項」を「第6条の2第1項」に改め、同条第2項中第2号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 法第21条の25の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言（居宅介護（障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、行動援護（同条第4項に規定する行動援護をいう。以下同じ。）及び外出介護（同法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に関する事。

(4) 法第21条の25の3第2項の規定によるあっせん、調整及び要請（居宅介護、行動援護及び外出介護に係るものに限る。）に関する事。

第2条第2項中第9号を第5号とし、第10号から第13号までを4号ずつ繰り上げ、同条第14号中「児童居宅介護」を「居宅介護」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第15号を第11号とし、第16号を第12号とする。

第4条の2から第4条の6までを削る。

第7条第3項、第8条及び第12条中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第18条中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。

第4号様式の2から第4号様式の6までを削る。

第15号様式から第17号様式までを次のように改める。

第15号様式から第17号様式まで 削除

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課及び同部障害保健福祉課)